

県営住宅を承継する場合の手続きについて

県営住宅は民間住宅と異なり、下記の要件に該当しないと承継（名義人変更）はできません。

なお、同居者を扶養したままの転出等、世帯の状況によっては承継が認められない場合もございます。

ご不明な点がございましたら管轄の住宅管理事務所・支所へお問い合わせください。

1 要件

- ・ 名義人の死亡又は離婚等の正当な理由がある転出であること
- ・ 収入が基準以下（承継後の所得月額が 313,000 円以下）であること
- ・ 迷惑行為等を行っていないこと
- ・ 家賃滞納がないこと（債務を引き継ぐ承諾があれば承継できる場合があります。）

2 承継することができる者の範囲

承継することができる者の範囲	同居経過年数
現に同居している配偶者	制限なし
現に同居しており、特に居住の安定を図る必要がある高齢者、障害者等	制限なし
現に同居しているその他の同居人	同居から 1 年以上経過

3 必要書類

〈必ず必要な書類〉

承継承認申請書	記入例を参考に作成してください。
---------	------------------

〈状況によって必要な書類〉

死亡による承継	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き入居する世帯全員で続柄の記載ある住民票 ・ 名義人の死亡の事実が確認できる戸籍謄本又は住民票の除票
離婚による承継	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き入居する世帯全員で続柄の記載ある住民票 ・ 離婚の事実が確認できる戸籍謄本 ・ 名義人の転出を確認できる転出先の住民票又は住民票の除票 ・ 敷金充当（拒否）申出書

その他の理由による承継	《管轄の住宅管理事務所・支所へお問い合わせください。》
-------------	-----------------------------

〈家賃滞納がある場合の書類〉

承諾書	・債務引継ぎの承諾書が必要となります。 《管轄の住宅管理事務所・支所へお問い合わせください。》
-----	--

※有効な住民票等の公的書類は発行から3カ月以内のものに限ります。

4 駐車場使用契約

駐車場使用契約がある場合は、承継ではなく新たに契約を締結しますので、管轄の住宅管理事務所・支所へお問い合わせください。

5 申請方法

管轄の住宅管理事務所、支所へ持参又は郵送による受付となります。

承 継 承 認 申 請 書

〇〇年〇〇月〇〇日

愛 知 県 知 事 殿
愛知県住宅供給公社理事長 殿

県営住宅の名称及び番号 〇〇 住宅 〇〇 街区 〇 棟 〇 号
氏 名 愛知 花子
電話(自宅・勤務先) (090) 1234 - 5678

次のとおり、県営住宅に引き続き入居したいので、承認してください。なお、私又は同居者が暴力団員であるときその他承継の要件を欠くときは、無効とされても異議を申し立てないことを誓約いたします。また、私又は同郷者が暴力団員であるか否かの確認のため、愛知県警察本部に照会がなされることに同意します。

前入居者の氏名	愛知 太郎	申請人がこの県営住宅に入居した日	年 月 日	前入居者との申請人との続柄
承継の原因	前入居者の死亡 () 前入居者の退去 () その他()			
引き続き入居しようとする者	氏 名	申請人との続柄	年 齢	職 業
	愛知 花子	本人	48 歳	パート
	愛知 二郎	子	25	会社員
	愛知 三朗	子	20	学生
(添付書類) 承継の原因を証する書類。				
※ 管理人(駐在員)所見	適当 氏名	不适当(理由) 電話(自宅・勤務先) () -		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 愛知県県営住宅条例第45条第1項の規定による管理を行う普通県営住宅に係る届出にあっては、この様式中「愛知県知事殿」を、同項の規定による管理を行わない普通県営住宅に係る届出にあってはこの様式中「愛知県住宅供給公社理事長様」を抹消すること。

住宅管理事務所・支所の連絡先等

名古屋尾張住宅管理事務所 052-973-1791	
〒460-8566 名古屋市中区丸の内三丁目19番30号（愛知県住宅供給公社ビル5階） 《所管する区域》 名古屋市、瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町	
名古屋尾張住宅管理事務所	海部駐在 0567-24-7330
〒496-8531 津島市西柳原町1-14（愛知県海部総合庁舎5階） 《所管する区域》 津島市、愛西市	
名古屋尾張住宅管理事務所	一宮支所 0586-28-5411
〒491-0053 一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4（愛知県一宮建設事務所1階） 《所管する区域》 一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町	
名古屋尾張住宅管理事務所	知多支所 0569-23-2716
〒475-0925 半田市宮本町三丁目217-21（セントラルビル5階） 《所管する区域》 半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、東浦町、武豊町	
三河住宅管理事務所 0564-23-1863	
〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4（愛知県西三河総合庁舎5階） 《所管する区域》 岡崎市、西尾市、幸田町	
三河住宅管理事務所	知立支所 0566-84-5677
〒472-0026 知立市上重原町蔵福寺124（愛知県知立建設事務所南館1階） 《所管する区域》 碧南市、刈谷市、安城市、高浜市	
三河住宅管理事務所	豊田加茂支所 0565-34-2001
〒471-0027 豊田市喜多町6丁目3-4（豊田公営住宅センター） 《所管する区域》 豊田市、みよし市	
三河住宅管理事務所	東三河支所 0532-53-5616
〒440-0801 豊橋市今橋町6（愛知県東三河建設事務所1階） 《所管する区域》 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村	